

## 平成28年8月1日以降に接続契約を締結する 太陽光発電設備の運用変更について

固定価格買取制度の適用を受ける太陽光発電設備のうち、平成28年8月1日以降に接続契約を締結する案件に対して、①運転開始期限を付与する一方で、②変更認定に伴う価格変更ルールを見直します。

本年5月25日に成立しました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）の来年4月1日の施行に向けて、本日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）を公布し、併せて調達価格及び調達期間を定める告示の一部を改正する告示（平成28年7月29日経済産業省告示第212号）を公布しました。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令においては、法改正後の新制度における事業計画認定に当たっての申請様式、認定基準、認定情報の公表に関する事項、再生可能エネルギー電気の買取義務者を送配電事業者に変更することに関する事項、及び経過措置に関する事項について決めました。このうち、認定基準の一つとして、太陽光発電については、認定から一定期間内に運転開始することを規定し、平成28年8月1日以降に送配電事業者と接続契約を締結する案件に対して、運転開始期限を付与することとしました。また、これに併せて、変更認定に伴って調達価格を変更認定時の価格にするルールを見直すこととしました。

### 1. 運転開始期限の付与（太陽光発電のみ）

固定価格買取制度の導入以来、太陽光発電設備による発電のコストは急激に低下しており、調達価格の決定から運転開始までに長期間を要した場合には、実際に事業に要する費用と調達価格の算定の際に想定したコストに乖離が生じ、国民負担が必要以上に高まる可能性があります。こうした状況を踏まえ、太陽光発電事業においては、平成28年8月1日以降に送配電事業者と接続契約を締結する案件に対して、以下のとおり早期運転開始のインセンティブを設けるため、認定から運転開始までの期間に期限を付与し、期限を超過した場合に一定の措置を講ずることとします。

#### ① 10kW以上

- ・ 認定日から運転開始日までの期限：3年
- ・ 期限超過した場合の措置：調達価格の低減又は調達期間の短縮  
(具体的には調達価格等算定委員会の議論を踏まえ決定)

#### ② 10kW未満

- ・ 認定日から運転開始日までの期限：1年
- ・ 期限超過した場合の措置：認定の失効

※運転開始期限の付与については、平成29年4月1日以降に新制度で認定を受ける案件だけではな

く、現行制度で認定を受けた案件のうち平成28年8月1日以降に送配電事業者と接続契約を締結する案件にも適用し、新認定制度の下で認定を受けたものとみなされた時点で運転開始期限を付与します。この場合、運転開始期限の起算日は新認定制度の下で認定を受けたものとみなされた日（原則、平成29年4月1日）とします。ただし、平成29年4月1日以降に接続契約を締結する場合であって、①平成28年7月1日以降に認定を取得し、認定日の翌日から起算して9ヶ月以内に、又は②電源接続案件募集プロセスに参加し、当該プロセスが終了した日から起算して6ヶ月以内に、接続契約を締結する場合は、当該接続契約の締結日を起算日とします。

※接続契約の締結については、工事費負担金の支払いに関する事項を含んだ契約を締結しているものであることが必要であり、電力会社や発電設備の規模によって書類の名称等が異なります。下記の資源エネルギー庁HP及び各電力会社のHPで、具体的に接続契約を証する書類として有効なものと誤認されやすい書類について名称を整理しておりますので、ご参照ください。

資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

（接続の同意を示す書類の名称について）

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/legal\\_filename.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename.html)

## 2. 変更認定に伴う価格変更ルールの見直し（太陽光発電のみ）

現在、太陽光発電において、運転開始前に太陽電池のメーカーの変更／種類の変更／変換効率の低下／出力の10kW以上かつ20%以上の減少を伴う変更認定を行う場合に調達価格を変更認定時の価格に変更することとしておりますが、平成28年8月1日以降に送配電事業者と接続契約を締結する場合については、変更認定を行っても調達価格を変更させないこととします（出力の増加については、引き続き変更認定時の調達価格に変更されます）。

	旧ルール		新ルール (H28.8.1以降に接続契約したもの)	
	運開前	運開後	運開前	運開後
太陽電池のメーカーの変更	変更あり※1	変更なし	変更なし	変更なし
太陽電池の種類の変更	変更あり※1	変更なし	変更なし	変更なし
太陽電池の変換効率の低下	変更あり※1	変更なし	変更なし	変更なし
出力の増加	変更あり※2	変更あり※3	変更あり※2	変更あり※3
10kW かつ 20%以上の出力の減少	変更あり※2	変更なし	変更なし	変更なし

（注）「変更あり」については、接続契約（変更契約も含む。）の締結日又は変更認定時のいずれか遅い日が属する年度における調達価格が適用。「変更なし」については、変更認定に伴って調達価格に変更されない。なお、新ルールでの変更認定申請は、接続契約書の写しが必要。

- ※1 メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合又は10kW未満の発電設備の変更の場合は、調達価格の変更なし。
- ※2 電力会社の接続検討の結果を受けて出力を変更する場合又は10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。
- ※3 10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

なお、当該変更認定（出力の増加を除く。）に当たっては、平成28年8月1日以降に送配電事業者と接続契約の締結を行った案件か否かを確認する必要があるため、現行法下においては、接続契約を締結した後で変更認定申請を行い、現行の様式に基づいて、下記のとおり接続契約に係る書類の写しを添付してください。

① **50kW以上**：変更認定申請様式に、以下の要領で記載してください。

様式第3（第9条関係）

再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書  
（10kW未満の太陽光発電設備を除く）

年 月 日

経済産業大臣 殿

	(ふりがな)
申請者	住所 (〒 )
	(ふりがな)
	氏名
	印

(法人にあっては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第4項の規定に基づき認定発電設備について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象設備（注1）

設備ID	
設備名称	
設備の所在地	
発電出力 (kW)	
運転開始の有無（注2）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

**略**

の内容を証する書類（注12）	変更なし	新規	備考
⑥その他1	<input type="checkbox"/> 変更あり	書類名：	
	<input type="checkbox"/> 変更なし		
	<input type="checkbox"/> 新規		
⑦その他2	<input type="checkbox"/> 変更あり	書類名：	
	<input type="checkbox"/> 変更なし		
	<input type="checkbox"/> 新規		
⑧その他3（注13）	<input type="checkbox"/> 変更あり	書類名：	
	<input type="checkbox"/> 変更なし		
	<input type="checkbox"/> 新規		

「その他」の欄にて、「新規」にチェックし、書類名に「接続契約を証する書類」と、備考欄に接続契約日を記載してください。

認定設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

変更前			変更後			備考
燃料区分	燃料番号	燃料名	燃料区分	燃料番号	燃料名	
(注14)	(注15)	(注16)	(注14)	(注15)	(注16)	

- ② **50kW未満** : JPEA 代行申請センターの申請サイトで変更認定申請を行った後、電子メールで [jp-acpdf@jpea.gr.jp](mailto:jp-acpdf@jpea.gr.jp) 宛てに接続契約を証する書類を PDF 等の画像データを添付し、送信してください。

**【メール送付時の留意事項】**

- 件名に「接続契約書（申請ID：〇〇）」と記載すること。
- メール本文には、設備ID、設備設置者名及び出力を必ず記載すること。

(以上)